

件名：新型コロナウイルス感染症（商用便の運航制限期間延長と一部緩和の発表）

<ポイント>

- 11日、ベネズエラの航空当局が、商用便の運航制限期間延長と運航国を一部緩和する旨のコミュニケを発表しました。
- 国際線に対する空港閉鎖を、2021年2月11日まで継続するとしつつ、既に発表している4カ国に加え、パナマを空港閉鎖の対象から除外すると言及しています。運航の詳細については、各航空会社に確認する必要があります。
- 出入国制限や検疫措置について、ベネズエラ政府の発表はありませんが、一部航空会社が、PCR検査証明書の提示及び到着時の検査の実施等を発表していますので、これらについては、各航空会社に十分確認してください。

<本文>

1. 11日、ベネズエラの航空当局が、商用便の運航制限期間延長と運航国を一部緩和する旨のコミュニケを発表しました。

2. 同コミュニケでは、新型コロナウイルス対策のため、2021年2月11日まで、国際線の空港閉鎖を継続するとしつつ、2日に発表したトルコ、ドミニカ共和国、メキシコ、イランの4カ国に加え、パナマとの間の運航を空港閉鎖の対象から除外すると言及しています。ラセール航空など運航を再開している航空会社もありますが、これら商用便の運航の詳細については、各航空会社に確認する必要があります。

3. 運航にあたり、具体的な出入国制限や検疫措置について、ベネズエラ政府の発表は引き続きありませんが、一部航空会社の発表によれば、出発前48時間以内のPCR検査証明書の提示と、ベネズエラ到着時の再度の検査の実施が求められるほか、隔離措置はとらないと発表しています。詳細は各航空会社に十分確認してください。

4 (1) ベネズエラ政府の発表によれば、ベネズエラでの感染者数等の累計は、11日までの累計で、症例数が95,750名、死亡者数が838名、治癒数が90,743名と発表しており、依然として高い数値で推移しております。

(2) 以下のような予防に努めてください。また、ベネズエラでは、断水も頻繁に発生していますので、アルコール消毒による代替手段の確保等も大事です。

- ・ 手洗いの励行
- ・ マスクや手袋の着用
- ・ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。

(3) ベネズエラ政府発表の新型コロナウイルス対策に関する規制も遵守してください。

[https://drive.google.com/file/d/146\\_Nih6aq0352eKZc-Q5jxubkj6lplqY/view](https://drive.google.com/file/d/146_Nih6aq0352eKZc-Q5jxubkj6lplqY/view)

(4) 日本の厚生労働省では、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を以下のホームページで提唱しています。日常生活をおくる上での参考にしてください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

(5) 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

[https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

参考：ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト

<http://www.mpps.gob.ve/index.php>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

このメールは、在留届及び「旅レジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

#### 【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp>